

平成 30 年第 12 回農業委員会総会議事録

平成 30 年 11 月 30 日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 平成 30 年 11 月 30 日 (金)

午後 3 時 30 分開会

2. 場 所 第四庁舎 9 階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第 74 号 農地法第 3 条許可について

議案第 75 号 農地の競売・公売による買受適格証明について (農地法第 3 条)

議案第 76 号 農地法第 4 条許可について

議案第 77 号 農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について

議案第 78 号 農地法第 5 条許可について

議案第 79 号 非農地証明について

議案第 80 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 81 号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について

[報 告]

報告第 71 号 専決処分の報告について (農地法第 4 条第 1 項第 7 号)

報告第 72 号 専決処分の報告について (農地法第 5 条第 1 項第 6 号)

報告第 73 号 専決処分の報告について (農地法第 4 条第 1 項本文)

報告第 74 号 専決処分の報告について (農地法第 5 条第 1 項本文)

報告第 75 号 申請の取り下げ・許可書等の返戻について

報告第 76 号 相続等による権利移動について (農地法第 3 条の 3)

4. 出席委員

1番	日高隆志	2番	岡武義	3番	久保田章生
4番	井野義美	5番	鬼塚健太	6番	川越定光
7番	松元明彦	8番	川崎和久	9番	松田実
10番	長友紘子	11番	川崎正信	12番	川越正彦
13番	茜ヶ久保加代	14番	持原義信	15番	小倉俊博
16番	片上英行	17番	比恵島章之	18番	川越達也
19番	秋山広美	20番	前田峰子	21番	中村和寛
22番	外蘭香	23番	井田勝美	24番	小玉利光

5. 欠席委員

なし

6. 事務局出席者


局 長	小八重 和 久	副主幹兼農地調整係長	矢 野 勇 一
次 長	日 高 国 弘	農地調整係主任主事	岡 本 妙
次長補佐兼総務係長	小 谷 健 二	農地調整係主任主事	押 川 恭 範
総務係主事	加 野 歩 夢		
総務係主事	富 永 昇		
総務係主事	平 下 拓 実		


7. 市長部局出席者

農政企画課

農地政策係主査 椎 葉 智 洋

署名委員

議長 松田 美 

委員 松元 明彦 

委員 川越 達也 

午後 3 時 30 分開会

○議長（松田） これより平成 30 年第 12 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、7 番松元明彦委員、18 番川越達也委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（日高） 本日の日程について御説明いたします。お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでどおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面をごらんください。

本日は 8 議案の審議をお願いいたします。

議案第 74 号農地法第 3 条許可については 21 件、議案第 75 号農地の競売・公売による買受適格証明については 1 件、議案第 76 号農地法第 4 条許可については 2 件、議案第 77 号農地法第 5 条許可に係る事業計画変更については 2 件、議案第 78 号農地法第 5 条許可については 27 件、議案第 79 号非農地証明については 6 件、議案第 80 号農用地利用集積計画の決定については 84 件、議案第 81 号農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取については 6 件、以上、審議件数は 149 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、24 万 6,663 平方メートルでございます。そのうち、委員のかかわりによる農地集積面積は、20 万 1,882 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） これより議案審議に入ります。

議案第 74 号農地法第 3 条許可について、1 ページから 2 ページの 161 番までを議題とします。

○事務局（岡本） 農地法第 3 条許可について説明します。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可基準に合致するかどうかについて審査しています。今回、係る基準を充足すると認め

られた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、2名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。4ページの169番、170番が該当しますが、どちらとも既に行政書士に依頼していた案件となっております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号157番から161番をごらんください。

関連がありますので、あわせて説明いたします。

本案件は、新規就農者による申請です。先日の地区別連絡会にて新規就農者の紹介資料をお配りしておりますが、現在造園業を営んでいる受人が、花卉農家として新規就農する案件となっております。受人の耕作面積がゼロ平方メートルとなっておりますが、今回の申請で受人の総経営面積が5,057平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程させていただきます。

なお、同様の新規就農者の案件が、3ページの165番、166番、また5ページの173番、174番がございます。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページを議題とします。

○事務局（岡本） 番号162番から164番をごらんください。

関連がありますので、あわせて説明をいたします。

本案件は、受人の耕作面積がゼロ平方メートルとなっておりますが、今回の申請で

受人の総経営面積が7,151平方メートルなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程させていただいております。

なお、受人はこれまで10年ほど父の農地で農業を手伝ってまいりました。経営移譲のため、162番が叔父夫婦から甥夫婦への贈与、163番が父・母から子への使用貸借、164番が父と叔父から子への使用貸借をする案件となっております。

なお、同様の経営移譲のための案件が3ページの167番、168番にあり、こちらは、父から子、母から子の妻に使用貸借する案件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページから4ページの168番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページから5ページの172番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、5ページから6ページの177番までを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第75号農地の競売・公売による買受適格証明について、7ページを議題とします。

同居の親族にかかわる案件がございますので、井野義美委員の退室を求めます。

(4番井野義美委員退室)

○事務局(岡本) 農地の競売・公売による買受適格証明について説明します。

買受適格証明書は、農地が差し押さえされ、競売や公売にかけられた際に、入札者に対して提出が求められるもので、入札しようとする人が、農地法の許可が受けられる人であるということを証明するものです。

競売は裁判所が決定して行われるもの、公売は国や市町村など公の機関が行うものをいいます。

本証明の審査は、農地法第3条申請と同様の許可基準で行います。

なお、総会での承認後の手続ですが、承認後、入札者が買受適格証明書を持って入札し、最高価格での買受人となった場合は、農業委員会に農地法第3条の単独申請を行います。農業委員会は会長専決で3条許可を行い、後日総会で報告するという流れとなっております。

それでは、番号1番をごらんください。

本案件は、宮崎市納税管理課が公売する土地で、地番の190番が白地、191番が青地となっております。申請人は山崎町在住の農家です。申請人の総経営面積は5万5,369平方メートルとなっており、農地法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、議案として上程させていただいております。

なお、入札期間は、12月6日の午前10時から10時30分までとなっております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

井野義美委員の入室を求めます。

（４番井野義美委員入室）

○議長（松田） 議案第 76 号農地法第 4 条許可について、8 ページを議題とします。

○事務局（押川） 農地法第 4 条許可について説明いたします。

農地法第 4 条許可につきましては、法第 4 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号 56 をごらんください。

申請人は、宮崎市大字熊野在住の個人です。申請地は、宮崎市学園木花台西 1 丁目にあります宮崎大学から北に約 300 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を隣接する木花保育園や周辺に住む住民、周辺の職場で働く者への貸駐車場として整備したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しております。なお、申請地は、もともと農業振興地域の農用地区域内に位置しておりましたが、除外の手続が完了しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、汚水等は発生せず、雨水は南側道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまゝす。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○1番（日高委員） 57番の転用理由ですけれども、始末書付となっておりますけれども、事前着工ということでしょうか。

○事務局（押川） これは既に農地転用の許可を得ずに倉庫をつくっていたという案件でございます、今回、追認申請に及んだものです。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第77号農地法第5条許可に係る事業計画変更について、9ページを議題とします。

○事務局（押川） 事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者にかわって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が、変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、番号10をごらんください。

申請人は、宮崎市佐土原町下田島に本拠を置く土木工事業などを営む法人です。本申請は、申請地を宮崎県宮崎土木事務所発注の河川災害復旧工事のための現場事務所などとして一時利用するため、平成30年7月20日付で、平成30年11月30日を期限とし、農地転用の許可を受けておりましたが、工期が延長となったことから、平成31年3月31日まで利用期間の延長を申請するものです。

申請地の農地区分は、農業振興地域の「農用区域内」にありますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、現状のまま利用し、新たな造成などは行わず、雨水は地下浸透にて処理するこ

とから、周辺農地への影響はないものと思われま

次に、番号 11 をごらんください。

申請人は、宮崎市佐土原町下田島に本拠を置く養鰻業を営む法人です。本申請につきまして、佐土原町下那珂の農地に「養鰻場」を建設する目的で、農地法第 5 条の転用許可申請を行い、平成 30 年 2 月 9 日に許可を得ております。既に許可を得ている農地に、今回変更取得する 3 筆の農地を含めて養鰻場を建設するよう計画を変更したことから、事業区域を拡大し、今回申請を行うものでございます。申請地は、宮崎市佐土原町下那珂にあります J A 宮崎中央育苗センターの東に隣接する土地です。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「水産動植物の養殖用の施設」に該当しております。なお、申請地は、もともと農業振興地域の農用地区域内に位置しておりましたが、除外の手続が完了しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、周囲には L 型擁壁を設け土砂の流出を防止し、排水はろ過槽で処理し、雨水とともに東側の水路に放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま

なお、転用申請につきましては、13 ページの議案第 78 号 267 番で、別途議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第 78 号農地法第 5 条許可について、10 ページから 11 ページの 261 番までを議題とします。

○事務局（押川） 農地法第 5 条許可について説明いたします。

農地法第 5 条許可につきましては、法第 5 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かに

ついて審査しています。

それでは、番号 260 について説明いたします。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字島之内在住の農家 2 名、受人は宮崎市清武町に本拠を置く砂利の採取・販売などを行う法人です。

本日、お手元に「農地法第 5 条許可資料」を配付しております。資料の 1 ページに位置図を、2 ページに航空写真を、3 ページに計画図を掲載しておりますので、御参照ください。

申請地は、1 ページの位置図のとおり、宮崎市大字島之内にあります宮崎大学農学部住吉牧場から東に約 600 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地が良質な砂地であることから、砂利採取を目的として一時利用したく本申請に及んだものです。なお、平成 30 年 1 月 12 日付で、平成 31 年 1 月 11 日を期限とし、同内容で一時転用許可を受けておりますが、3 ページの計画図のとおり、東側の一部しか事業が完了しなかったことから、再度 1 年間、改めて一時転用の申請を行うものでございます。

申請地の農地区分は、農業振興地域の「農用地区域内」にありますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、雨水は地下浸透により処理し、採掘に当たっては、隣接農地との境界から十分に保安距離を設けることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。採取場の周囲には防護柵を設け、ほこり等がある場合は水を散布するなど環境対策を十分に行うようになっており、隣接地の所有者などからも同意を得ております。

なお、関係法令であります砂利採取法に基づく認可申請が工業政策課へ提出されており、また、確約書にて、砂利採取後には農地へ復旧することを確認しております。

以上、立地基準、一般基準を満たしていることから、議案として上程しております。

続きまして、番号 261 をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市田野町乙在住の農家など 5 名、受人は大阪府八尾市在住の個人です。

「農地法第 5 条許可資料」の 4 ページに位置図を、5 ページに航空写真を、6 ページに計画図を掲載しておりますので、御参照ください。

申請地は、宮崎市田野町の北西部にあります野崎地区の集落内にある農地です。本案件は、申請地に太陽光発電施設を整備したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地で「第2種農地」です。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、申請地の東側及び南側には既存のブロックがあり、また周囲を盛土し土堰堤を設け土砂の流出を防止し、雨水は自然浸透により処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページを議題とします。

○事務局（押川） 番号 262 をごらんください。

申請人のうち、渡人・受人とも宮崎市村角町在住の個人で、親子でございます。申請地は、宮崎市村角町にあります村角公民館から北東に約 400 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を整備したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、周囲にブロックを設け土砂の流出を防止し、雨水は北側道路側溝へ放流、生活排水は公共下水道に接続し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

なお、同様に「第1種農地」で「集落接続」に該当している案件は、12 ページの番号 263、265、13 ページの番号 266、268 がございます。このうち番号 268 につきましては、既に転用が実行されておりますが、始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

また、その他の案件におきましても追認案件がございますが、始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

○事務局（押川） 番号 264 をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字有田在住の農家、受人は宮崎市大字恒久に本拠を置く土木工事業などを行う法人及び宮崎市新城町に本拠を置く土木工事業などを行う法人 2 社でございます。申請地は、宮崎市大字跡江にあります生目の杜運動公園から北に約 100 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を宮崎市発注の跡江川河川改修工事のための現場事務所などとして一時利用するため申請に及んだものです。受人が 2 社となっておりますが、これは、同工事が 2 つの工区に分けて発注されており、業者がそれぞれ 1 工区ずつ工事を受注し、工事現場が近く、利便性を考慮し、2 社合同で現場事務所などを設置することとなったためです。

申請地は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、新たな造成などは行わず、現状のまま利用し、雨水は地下浸透により処理することから、周辺農地への影響はないものと思われれます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

なお、同様に「農業振興地域の農用地区域」もしくは「第 1 種農地」で「一時転用」に該当している案件は、14 ページの番号 269 がございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13 ページを議題とします。

○事務局（押川） 番号 267 をごらんください。

本案件は、先ほど御審議いただきました9ページの議案第77号11番の事業計画変更に係る転用申請でございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、15 ページから16 ページの275 番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、16 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、17 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、18 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、19 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、許可相当とすることに決しました。

なお、農地法第5条許可申請で許可相当となりました案件のうち、番号260番、261番につきましては、12月14日開催予定の県農業会議の常設審議委員会に諮問します。

議案第79号非農地証明について、20ページを議題とします。

○事務局(矢野) 議案第79号非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記地目が農地で非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和27年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

この6件の証明願の案件につきましては、11月20日に地元農業委員と現地調査を行った結果、いずれも申請どおり現況が農地でないと判断したところでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ承認することに決しました。

次に、21ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（松田） 全会一致、それぞれ承認することに決しました。

議案第 80 号農用地利用集積計画の決定について、22 ページから 62 ページまでの利用権設定分を議題とします。

○事務局（平下） 議案第 80 号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

利用権設定につきましては、22 ページの番号 894 番から 62 ページの 965 番までの 72 件でございます。内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が 15 件、新規設定が 4 件、賃借権の再設定が 20 件、新規設定が 15 件となっております。54 ページの番号 948 番から 62 ページの 965 番までの 18 件は、宮崎中央農業協同組合が行う農地利利用集積円滑化事業により転貸するものでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

次に、63 ページから 68 ページの所有権移転分を議題とします。

本人にかかわる案件がございますので、井野義美委員の退室を求めます。

（4 番井野義美委員退室）

○事務局（平下） 農用地利用集積計画の申出のうち所有権移転につきましては、63 ページの番号 966 番から 68 ページの番号 977 番までの 12 件でございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

井野義美委員の入室を求めます。

(4番井野義美委員入室)

○議長(松田) 議案第81号農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について、69ページから81ページまでを議題とします。

○事務局(矢野) 議案第81号農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について御説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律第8条により、市が定めた農業振興地域整備計画について、それを変更する場合は、法施行規則第3条の2第2項に定めるところにより、市長は農業委員会の意見を聞くことと定められており、今回、議案として上程しております。

今回御審議いただくのは、農用地区域・農業用施設用地からの除外が6件でございます。

現地調査は11月26日に地元農業委員の立ち会いのもと行い、農地転用許可基準における立地基準等を検討しましたが、いずれの案件も、その基準を充足するものと判断されます。

各案件の詳細につきましては、担当課であります農政企画課より説明があります。

○農政企画課(椎葉) 今回は、10月に農業振興地域整備計画変更の要望がございました6件の案件につきまして、農業委員会の御意見をお伺いするものでございます。

それでは、議案書の69ページをお開きください。今回、農用地区域からの除外要望がありました6件の一覧となっております。

それでは、案件番号1番から御説明いたします。

変更内容は、事務所等の建設用地としての農用地区域からの除外要望です。要望者は隣接地で養鰻業を営んでおり、その敷地拡張の計画となっております。申請地は佐土原町下田島、詳細は議案書70・71ページの図面をごらんください。

続きまして、案件番号2番でございます。

変更内容は、一般個人住宅用地としての農用地区域からの除外要望です。要望者は現在会社員ですが、将来的に祖父の農地を引き継ぎ、就農する計画となっております。申請地は村角町、詳細は議案書 72・73 ページをごらんください。

続きまして、案件番号 3 番でございます。

変更内容は、産業廃棄物処理施設としての農用地区域からの除外要望です。申請地は大字瓜生野、詳細は議案書 74・75 ページの図面をごらんください。

続きまして、案件番号 4 番でございます。

変更内容は、農家住宅用地としての農用地区域からの除外要望です。要望者は現在会社員ですが、今回を機に父の農業を引き継ぎ、来年当初から本格的に就農する計画となっております。申請地は大字跡江、詳細は議案書 76・77 ページの図面をごらんください。

続きまして、案件番号 5 番でございます。

変更内容は、太陽光発電施設としての農用地区域からの除外要望です。申請地は田野町乙、詳細は議案書 78・79 ページの図面をごらんください。なお、図面上はまとまりのある一連の農地に見えますが、実際は隣接農地と 2～3 メートルほどの段差がある状況となっております。

最後に、案件番号 6 番でございます。

変更内容は、工場及び駐車場用地としての農用地区域からの除外要望です。要望者は隣接地で建具製造業を営んでおり、その敷地拡張の計画となっております。申請地は高岡町小山田、詳細は議案書 80・81 ページの図面をごらんください。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件について、意見を付さないとするに賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（日高） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面をごらんください。

報告第71号は、農地法第4条第1項第7号に係る専決処分の報告についてございまして、その数5件でございます。

報告第72号は、農地法第5条第1項第6号に係る専決処分の報告についてございまして、その数17件でございます。

報告第73号は、農地法第4条第1項本文に係る専決処分の報告についてございまして、その数2件でございます。

報告第74号は、農地法第5条第1項本文に係る専決処分の報告についてございまして、その数36件でございます。

報告第75号は、申請の取り下げ・許可書等の返戻についてございまして、その数1件でございます。

報告第76号は、相続等による権利移動についてございまして、その数8件でございます。

なお、報告第71号、第72号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

報告第73号、第74号につきましては、過去の総会において承認され、会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、平成30年第12回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 4 時 22 分閉会